

宮城県商店街ステップアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）拡大の影響を受けた商店街等について、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても安定的に集客を確保し、発展する商店街等の構築を図るため、商店街組織等が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において宮城県商店街ステップアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象者は、別表1のとおりとし、補助対象事業、補助対象経費、補助率等は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者等概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
- (5) 納税証明書
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 経費の配分の変更のうち補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費の区分相互間において20%以内の経費を増減する場合
 - ロ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支精算書
 - (3) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第5第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した

場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(取得財産等の管理)

第8 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならないものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得財産等であって、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間等)

第10 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては5年間とする。

- 2 第9に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、様式第7号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- 3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することにより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(産業財産権等に関する報告)

第11 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、書面により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第12 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めた時は、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

補助対象者（構成員数又は補助事業の対象とする事業者数が10者以上となる者）	備考
1 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 2 事業協同組合，事業協同小組合又は協同組合連合会 3 商工会議所，商工会又は商工会連合会 4 任意の商店街組織その他複数の小売業，サービス業又は飲食業を営む中小企業・小規模事業者で構成される団体 5 複数の商店街組織等で構成される連合体 6 上記1から5の他まちづくりや商業活性化の担い手として活動している民間事業者（まちづくり会社，特定非営利活動法人等）	○ 法人化されていない任意団体にあっては，規約等により代表者の定めがあるものに限る。 ○ 別表2の補助対象経費のうち施設取得費，工事請負費，車両・備品購入費，修繕費の計上は，法人化された団体に限る。

別表 2

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額	
区分	内容			上限	下限
集客促進事業	ウィズコロナを踏まえて実施する集客イベントや勉強会等の感染症対策の取組	謝金，旅費，賃金，消耗品費，光熱水費，燃料費，印刷製本費，通信運搬費，広告料，委託料，使用料及び賃借料その他事業を実施する上で必要と認められる経費	補助対象経費に4分の3を乗じて得た額以内	30千円に構成員数若しくは補助事業の対象とする事業者数を乗じて得た額又は1,500千円のいずれか低い方の額	300千円
革新発展事業	ウィズコロナ・ポストコロナ時代に適応するためのデジタル化等の革新発展的な地域活性化の取組（一時的な集客イベントのみを実施する事業を除く）	上記及び施設取得費，工事請負費，車両・備品購入費，修繕費	同上	120千円に構成員数若しくは補助事業の対象とする事業者数を乗じて得た額又は5,000千円のいずれか低い方の額	同上